

## 第11回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年5月21日（火）午後1時56分  
閉 会 令和6年5月21日（火）午後2時44分  
場 所 市役所おもや2階A201会議室

### 2 会議録署名委員

5番 市川 光 委員                      6番 平 田 佳 子 委員  
11番 市川 耕作 委員（会長）

### 3 出席委員

1番 糟 谷 嘉 孝 委員                      2番 千金楽 千 詠 委員  
3番 住 崎 岩 衛 委員                      4番 菊 池 伸 明 委員  
5番 市川 光 委員                      6番 平 田 佳 子 委員  
7番 小 牧 直 子 委員  
9番 堀 江 昭 夫 委員                      10番 高 橋 規実代 委員  
11番 市川 耕作 委員                      12番 戸井田 昭 次 委員  
13番 吉 野 英 治 委員                      14番 高 木 一 郎 委員  
15番 澤 井 正 委員                      16番 朝 倉 直 樹 委員  
17番 石 坂 成 雄 委員                      18番 大 室 正 行 委員  
19番 榎 本 重 雄 委員                      20番 松 村 昌 治 委員

### 4 欠席委員

8番 土 屋 眞理子 委員

### 5 議 長

11番 市川 耕作 委員（会長）

### 6 事務局（説明員）

時田浩一局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 9 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
  - (2) 5月度活動報告について ……資料No. 2
  - (3) 次回の総会開催日  
日 時 令和6年6月20日(木) 午後2時から  
場 所 市役所おもや2階A201会議室
  - (4) その他

午後 1 時 5 6 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第 1 1 回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

非常に暑くなる季節となりまして、熱中症には注意してやっていただければと思います。

本日は、8 番、土屋委員さんから都合により欠席の連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、5 番、市川光委員さん、6 番、平田委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題、報告、農地の転用届出について」を議題とします。申請件数は 1 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は、府中市天神町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、天神町〇の〇〇の〇〇、〇の合計 2 筆、5 4 0 平方メートル。届出書が到達した日は令和 6 年 4 月 2 6 日、転用の目的は共同住宅及び駐車場となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしく願いします。

○議長（市川委員） では、第 1 項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、案内図は2ページになります。こちらは転用ということもあり、説明の通りで特に問題ございません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に質問やご意見はございませんでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項の報告は了承することにいたします。

それでは、「第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は新宿区西新宿〇の〇の〇、〇〇〇〇ビル〇〇階、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は栄町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は栄町〇の〇〇の〇〇、323平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年4月15日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしております。

第2項、賃借人は港区芝浦〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、賃貸人は小平市学園東町〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、714平方メートルで、賃貸借権の設定でございます。期間は令和6年7月1日から令和36年6月30日までの30年間となっています。届出書が到達した日は令和6年4月26日、転用の目的は駐車場となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしております。

第3項、譲受人は新宿区西新宿〇の〇の〇、〇〇〇〇ビル〇〇階、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、1,159平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年5月8日、転用の目的は建売住宅9棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） では、第1項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、案内図は4ページになります。当該地は住宅街の奥まったところにございます。説明書の通りで特に問題ございません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第2項糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、資料の5、6ページになります。5月8日に現地の確認をして参りました。秋のパトロールの折にも指摘されたのですが、こちらは雑種地状態で、元々果樹園だったのですが、5月8日の時点では荒れ放題となっておりまして気になっていたもので、昨日また見に行つて来ましたら重機によって伐根、整地作業が行われておりました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第3項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、5月14日に現地確認をいたしました。案内図は8ページです。開発事業計画の看板が設置されていましたが、まだ工事は始まっていません。若干草が生えていましたが、近隣に迷惑を掛ける程ではないと思ひますので、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第3項について、他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することにいたします。

次に、「第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願ひします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇。特例適用農地は白糸台〇の〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計5筆、畑、1,551平方メートル。

10から12ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、先日、現地を見て参りました。案内図は13ページになります。夏野菜が作付けされていて、草の管理も丁寧にしてありまして、特に問題はないと思います。この畑の十字路側の所にマリーゴールドとかガーベラなど花の種が撒いてあって、よく子供達がそこに来て花をバックに写真を撮ったり、非常に近所から人気のある畑となっております。

○議長（市川委員） はい。ありがとうございます。他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することにいたします。

次に、「第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、八幡町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、天神町〇の〇の〇、畑、1,945平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○、農業の主たる従事者、同所、○○○○、買取り申し出生産緑地は、緑町○の○○の○、○○、矢崎町○の○○の○○の合計3筆、畑、1、823平方メートル。

15から17ページは○○○○○氏他3名から提出された証明申請書、○○○  
○○氏以外3名の署名、捺印、買取り申し出生産緑地の明細書で、18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

19、20ページは○○氏から提出された証明願、取り申し出生産緑地の明細書で、21、22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、案内図は18ページになります。柿の木が3本くらい植わっていましたが、きれいに整地されていたので問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、続きまして第2項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、5月16日に現地確認に行きまして参りました。案内図は21～22ページです。21ページの方は雑草が生えていて、ネギが植わったままでネギ坊主が出た状態でした。22ページの方は整地してありまして、いずれも問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することにいたします。

次に、「第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。今回は第1項、第2項と第3項の2回に分けて審議をしたいと思います。

初めに、第1項ですが、○○委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

（○○委員退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年6月30日から令和6年5月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、八幡町○の○の○、○○○○、土地の所在は、天神町○の○の○、○、緑町○の○の○、○の一部の合計4筆、畑、2, 847. 80平方メートル。

第2項、次の者が令和3年4月27日から令和6年5月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、天神町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は、天神町○の○○の○○, ○○, ○○の合計3筆、畑、1, 727平方メートル。

第3項、次の者が令和3年5月13日から令和6年5月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○○、○○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○○, ○○, ○○、日新町○の○○の○、○の○○の○, ○, ○, ○、○○の○から○○の合計17筆、田、4, 965. 08平方メートル。

24、25ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

26、27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊地委員さんをお願いしています。

28、29ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

30ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高橋委員さんをお願いしています。

31、32ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、19日の日曜日に見て参りまして、案内図は26ページと27ページになります。いずれもよくきれいに整備されていて、肥培もしっかりされています。また27ページの方には自動販売機が設置されていて、地域の方にもかなり人気の場所となっております。特に問題ございませんし、よく耕作されていると思います。

○議長（市川委員） ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

○○委員さんがお戻りなるまで少しお待ちください。

（○○委員着席）

○○委員さん、第1項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、第2項、第3項の現地確認の委員さんを事務局から報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2項の現地の確認は高橋委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） はい、第2項、高橋委員さん如何でしょうか。

○委員（高橋委員） はい、昨日現地を見てきました。案内図は30ページです。道路に面して南側は梅の木が植えてありまして、道路の北側はいろいろと野菜が植えてありまして、とてもきれいに整備された畑でした。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第3項は私です。

31ページ～33ページで、案内図は33ページになります。中央高速道路の北側と南側に面しておりまして、こちら全て水田です。12日に見てきました。苗の育成がされておりまして、田んぼの方も田植えの事前準備をしていたようです。問題ないと思います。

第2項、第3項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項、第3項は証明することにいたします。

次に、「第6号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が出席していますので、早速、説明をお願いいたします。

○公園緑地課（山田課長） 皆さまこんにちは、公園緑地課長の山田と申します。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

第6号議題に入る前に、ご報告をさせていただきたいと思ひます。農業委員会の皆様におかれましては、日ごろより、生産緑地業務に、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度も、特定生産緑地として10年間の延長の手続きを、農業委員会の皆様のご協力もいただきながら進めさせていただきまして、対象者2名全員の方の指定が無事に完了いたしましたことを、ご報告させていただきたいと思ひます。

今後も生産緑地および特定生産緑地業務において、農業委員会の皆様にご協力をお願いすることがあると思ひますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、担当から本日の議題について説明をさせていただきます。

#### 第6号議題の説明文

第6号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について。

- ・計画図3 ページ図面右側、地区番号25、地区名紅葉丘地区。

府中第二中学校の南東側に位置し令和5年6月8日に生産緑地指定から30年経過により買取りの申出により地区の一部、約1,300平方メートルを削除するものです。

- ・計画図3 ページ図面左下、地区番号167、地区名若松町地区。

上染屋八幡神社の西側に位置し令和5年4月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出により地区の一部、約50平方メートルを削除するものです。

- ・計画図3 ページ図面左側、地区番号178、地区名若松町地区。

若松町公園の東側に位置し令和5年6月2日に生産緑地指定から30年経過により買取りの申出により地区の一部、約1,150平方メートルを削除するものです。

- ・計画図4 ページ図面中央、地区番号229、地区名府中町地区。

府中第二小学校の北西側に位置し、令和5年8月16日に生産緑地指定から30年経過により買取りの申出により地区の全部、約1,550平方メートルを削除するものです。

- ・計画図5 ページ図面中央、地区番号302、地区名南町地区。

中央自動車道の南側に位置し、令和5年9月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申出により地区の一部、約650平方メートルを削除するものです。

- ・計画図6 ページ図面中央、地区番号317、地区名南町地区。

郷土の森博物館の西側に位置し、狭あい道路拡幅整備事業による公共施設の設置により地区の一部、約10平方メートルを削除するものです。

・計画図7ページ図面右側、地区番号415、地区名四谷地区。

日新町公園の南側に位置し、令和5年5月1日に生産緑地指定から30年経過により買取りの申出により地区の一部、約2,250平方メートルを削除するものです。

・計画図7ページ図面左側、地区番号444、地区名四谷地区。

日新小学校の南西側に位置し、令和5年7月6日に主たる従事者の死亡により買取りの申出により地区の一部、約1,670平方メートルを削除するものです。

○公園緑地課（下田係長） それでは、第6号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地地区の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

生産緑地地区の削除については、昨年4月から昨年9月末までに買取りの申し出があったもの及び公共施設の設置を行ったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、来月6月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、府中市都市計画審議会前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後、回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約88.24ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、今回削除となるのは8件で、面積は約8,630平方メートルです。

続きまして、2ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

この中で、生産緑地地区の8件の削除としておりますが、併せて、削除に伴う端数処理や生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精査も行います。

それでは2ページ、下の段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、416件から415件で1件の減となり、面積は、約89.07ヘクタールから約88.24ヘクタールとなり、約0.83ヘクタールの減となります。

続きまして、生産緑地地区の削除について、A3版の計画図にて、ご説明いたします。

はじめに、A3版の計画図の3ページ、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が、生産緑地として、既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分が、今回削除を行う区域となっております。

なお、削除区域の詳細につきましては、事前にお送りしています「生産緑地地区削除区域の説明資料」で、ご確認いただいていると思いますので、個別の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

なお、第6号議題の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。よろしく願いいたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

○委員（市川光委員） はい、7ページですけど、お手元の資料の2ページのところの該当というところが設定番号415、四谷地区で日新町公園の南側に位置するということで、去年の8月、9月に買取申請や、農地の転用届出が出ている場所でございます。ここですが該当するところに赤が入っていて、その畑の前の生産緑地、四谷の19の1っていうのがあると思います。ここも生産緑地になっていますが、今回の造成で狭くなり無理すれば赤道を通れないことはないんですが、中に植木が生えていて、昔はここからトラクターが入っていたんですけど、今回の造成工事でこの水路の所に橋が架かってブロックでふさがれちゃっていて、その生産緑地を経営的なものと、持ち主が年配で農業をやるのが若干きついのかなというところと、なおかつ機械が入らなければ生産緑地として今後やっていけるのかなという心配があります。

現在、草がぼうぼうになっていて、当該地の周りは田んぼがあって、かなり草が飛んで来るので、そこは生産緑地として適正に管理してもらいたいと思っておりますが、現状のお考えをお聞きしたいのですが。

○議長（市川委員） お分かりになりますか。415の赤い区域の左横ですかね。

415の下側にずっと1m位の幅の用水路があります。その橋を新設である、その橋を昔は赤道っていうか狭い道だったんで、ここには書いてないのですが415っていう数字の右側がちょっと白くなって、そのあとが生産緑地の線が入っていますよね。高速道路の側道から赤い415に入るように、隣接する方の生産緑地を一部解除して入れるようにしているのです。

○委員（市川光委員） この図面は1月4日のもので、3月に買取申請が出ているから、今回には反映されていません。

○議長（市川委員） 皆さん、分かりましたか、415の左側ですが、生産緑地になっているようで実際はブロックとかが積まれていて、そこに出入りする場所がないじゃないか、生産緑地として本当に申請が通っているのかどうか、今後どうしたらいいのかというような質問です。

○公園緑地課（山田課長） はい、会長。図面に書かれています415という地区自体は相当大的な地区でございまして、赤い部分はそのうちの一部の2,250平方メートルを今回削除するというので、今おっしゃられるような構造物があって、実際に通れないとかそういうことがあれば、生産緑地として残って生産を続けるのであれば、生産できるようなものにしていただくというのがいいのかなと思いますけど、その削除区域に入っているものであれば問題ないかなと、その辺は現地を見るなり、そういった区域に入っているのか、入っていないのかを確かめる必要があるということがあります。

○議長（市川委員） まあ、その計画の内容を確認した方がいいですね。道路は5月初めに工事していましたから、側道からこの赤い所に入る用水路を渡って橋も出来上がっています。アパートと住宅を建てるようです。

他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、本件は了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員は退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

次に、9「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かございますか。（…）

なければ、(2)資料ナンバー2の「5月度活動報告について」ですが、何かございますか。4月26日、農地制度の研修会に事務局が参加です。5月15日、都市農政推進協議会がJ A東京南新宿ビルで行われ私が出席しました。

また昨日5月20日、北多摩地区農業委員会連合会通常総会がありました。私と時田局長が出席しております。北多摩地区の総会の中で、いま指導農業士という資格を農業委員会が推薦して東京都へ申請して、その資格を取るという制度があって、是非推進してくださいとのことでした。府中市には誰かいるのかな。

○事務局（加藤主査） はい、白糸台の方の農家の方がお一人、指導農業士の認定を東京都から数年前に受けていらっしゃいます。

○議長（市川委員） 細かいことは分からないので、事務局に聞いていただきたいのですが、ようするに新規就農者とかそういう若手の人に何ヵ月間か指導しながら、一人前にさせるような資格のようです。我こそはという希望がありましたら、どうぞ事務局に申請をお願いします。

続きまして、「次回の総会開催日」ですが、今回は6月20日、木曜日、午後2時から今回と同じ、2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、(4)のその他ですが、委員さんからありますか。(…)

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、まず私の方から農業委員さんの最適化活動の点検・評価ということで、一点ほどご説明させていただきたいことがございまして、A3の資料をご覧ください。こちらは全国一律で決まっている所定の表ですが、こちらを用いて農業委員会として評価をすることになっております。

ご案内の通り府中市の方では農地は全て市街化区域内にしかないものですから、活動日数というのはいわゆる農地確認の日数をとということで、表の一番左側に記載をさせていただいておりまして、更にその下の表(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の表ですが、左側の表は全く該当はなしと、右側の②自己の点検・評価については、記載のような形とさせていただいております。

一番下の表2、農業委員会による、点検・評価の所ですが、こちらも活動の日数で機械的にどういった標語があてられるのか決まっております、月平均13日以上の場合は目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた、月平均8日以上の場合は目標に対して期待を上回る結果が得られた、月平均6日以上の場合は目標に対

して期待通りの結果が得られた、月平均6日未満の場合は目標をやや下回る結果となったといった形となっております。

こちらの表を集計しまして国に報告すると共に、府中市農業委員会としても公表するという形となっておりますので、皆さんご承知おき頂けたらと思います。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。何か質問はございますか。

よろしければ次に、優秀農業経営者について、説明をお願いいたします。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、本年も優秀農業経営者等の推薦についてお願いしたく、別紙の通り、資料ナンバー1と資料ナンバー2とクリップで留めてある事績調書をお配りしましたので、是非多くのご推薦をよろしくをお願いいたします。ご推薦を頂いた方々をとりまとめて、農業経営部会に所属されている委員さんに審査をして頂き、その後総会にてご報告させていただきます。ご不明な点は事務局までお問合せください。よろしくをお願いいたします。

○事務局（時田局長） はい、会長、続けて失礼します。農地見学会につきましてのご報告でございます。一番下のA4、1枚の資料をご覧ください。こちらは、前回の農業委員会におきまして決定した内容に基づきまして、先週の金曜日に市議会議員宛に文書を配布したところでございます。

市議会の議長につきましては、ちょうど先週の金曜日に登庁していたものですから、市議会の事務局の方から紙で印刷したものを手渡ししております。それ以外の議員さんにつきましては、ラインワークスというアプリで一斉送信をして通知をしている状況でございます。

4か所、農地を回るようになっておりまして、回る順番等は実踏をふまえて、これから決めたいと思っております。そんなことですから、会長と職務代理者、それから石坂委員におかれましては、恐れ入りますが今日、農業委員会が終わった後に、今後の打ち合わせをさせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、見学会の翌日の7月11日には、フォーリスで夏野菜の品評会を予定しておりますので、議員さんには品評会のご案内を当日見学会の際にお渡ししたいなと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（市川委員） ただいま優秀農業経営者の推薦と、7月10日の議員さんによる現地見学の2件の説明がありました。

まず初めに優秀農業経営者の推薦について、何か質問はありますでしょうか。

資料ナンバー1が推薦基準ということで添付されていると思います。また資料ナンバー2として過去の受賞者の名前が載っているかと思います。各地区、JAの支部長さんあたりと相談の上、推薦をお願いしたいと思います。ここ2、3年、非常に推薦が停滞しておりまして、皆さん遠慮しているのかなと思うのですが、例えば過去10年以上前に貰った人でも、まだ引き続き農業経営を行い、地域で頑張っているという人がいれば、推薦してもいいのかなと思います。

あまり直近に受賞された方は時間を置く必要があるかなと思いますので、支部長さんあたりとよく相談をされて、多くの推薦をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

あと、7月10日の議員さんの現地見学ですが、今このような形で市議会に案内を出しておりますので、最終的な人数は5月28日に集計の予定にしております。

○委員（平田委員） はい、私たち女性陣は現地視察に行かないで、プラッツで試食会や懇談会の準備をやるどちらと聞いたんですが、どうしたらいいですか。

○議長（市川委員） 具体的には何と何をというのは、まだ決まっていないので、また追ってお願いをしたいと思いますが、あまり手の掛からないものにしたいと思います。そのタイミングも含めて、今日、この後少し話し合いをしたいと思います。他に何かありますでしょうか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、第11回府中市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後3時44分閉会